

○文化財保護法の一部を改正する法律等の施行につ

いて

昭和五十年九月三十日 庁保管第一九一号
文化庁長官から各都道府県教育委員会あて通達

文化財保護法の一部を改正する法律が、さきの第七五回国会において成立し、昭和五十年七月一日、法律第四十九号をもつて公布され、同年十月一日から施行されることとなり、これに伴い、文化財保護法施行令（以下「施行令」という。）が同年九月九日、政令第二百六十七号をもつて公布され、また、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「整備政令」という。）が、同年九月三十日、政令二百九十三号をもつて公布され、両政令とも同年十月一日から施行されることとなりました。

このたびの改正は、昭和二十九年に制定された文化財保護法の一部を改正する法律の施行から今日までの間における広範で急激な経済的社会的変動とこれに伴って生じた文化財保護法の一層の充実強化の必要性にかんがみ、緊急に措置すべき事項について制度の整備を図るため行われたものであり、その主要な点は次のとおりであります。

- 1 民俗文化財の制度を整備したこと。
- 2 埋蔵文化財に関する制度を整備したこと。
- 3 伝統的建造物群保存地区制度を設けたこと。
- 4 文化財の保存技術の保護制度を設けたこと。
- 5 地方公共団体における文化財保護行政体制を整備したこと。

このたびの法改正は、以上のような主要な事項を含めて法律全体にわたる大幅なものであり、その実施運用に当たっては、下記事項を参照の上、遺憾のないよう措置するとともに、関係機関及び、管下市町村等に対し趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

なお、このたびの法改正等に伴う文部省令の改正等については、おつて

通知します。

記

第一 総則関係

文化財に関する定義を拡充、整備したこと（文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号。以下「改正法」という。）による改正後の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二条）。

- (1) 有形文化財の定義の中に建造物その他の有形の文化的所産で価値が高いものとしてその価値を形成している土地その他の物件を含むことを規定した（第一項第一号）。

（注）従来の定義では、有形の文化的所産で価値の高いものとしてその価値を形成している土地その他の物件についても、これを区別して取り扱わなければならないので、この点を改め、実態に即応して保護できるよう定義の拡大を図つたものである。

このようなものの例としては、美術工芸品関係では仏像及びそれと本来一体をなしている基壇、厨子等（これらのうち一部ものは重要文化財に指定するに当たつて「附」として運用されてきた）、磨崖仏とその所在する土地、建造物関係では社寺建築とその敷地である境内地、民家建築とその屋敷地等がある。

- (2) 有形文化財の定義の中に学術上価値の高い歴史資料が含まれることを明記した（第一項第一号）。

（注）学術上価値の高い歴史資料とは、必ずしも歴史上又は芸術上の価値が高いものではないが、主要な歴史事象に関する遺品、歴史上重要な人物に関する遺品、我が国の歴史の理解に欠くことのできない遺品等をいい、改正法による改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）においては、これらを有形文化財として取り扱うことができることが必ずしも明らかでなかつたの

で、この点を改めたものである。

- (3) 民俗資料の名称を民俗文化財に改めるとともに、民俗芸能を民俗文化財の中に統一的に位置づけることとした(第一項第三号)。

(注) 旧法上は民俗芸能がどの文化財の種別に属するかについては明文の規定がなく、運用上は無形文化財と民俗資料のいずれにも属するものとして取り扱われてきたが、これを改め民俗文化財に属するものとして明記したものである。

- (4) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを伝統的建造物群として新たに文化財として定義づけた(第一項第五号)。

(注) 伝統的な建造物群とは、例えば宿場町、門前町、城下町(武家屋敷等)、明治洋風の建造物群等であつて、建築後相当年数を経過した建造物により構成され、全体としてその位置、形態、意匠等において特色を有するものをいう。なお、建築物以外の工作物例えば石垣が特色となつて傾斜地の集落の石垣等が中心となつている場合も含まれる。

第二 有形文化財関係

- 1 重要文化財について、規制する行為の範囲を拡大し、その保存に影響を及ぼす行為をも文化庁長官の許可を要するものとしたこと(法第四十三条第一項)。

(注一) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為とは、物件の形状に直接物理的変化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起し、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為であり、例えば美術工芸品の場合には模造のため型の型取り、物件に直接触れる手法による模写(揚げ写し等)、拓本取り、長時間高照度の照明下に置くこと、建造物の場合には構造上安全許容度を超える重量物の搬入等がこれに当たる。

(注二) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為については、法第八十条第一項同様、影響の軽微である場合を本条の規定の適用除外とするとともに、重要文化財の現状の変更については、新たに非常災害のために必要な応急措置を執る場合を許可を要しないものとして規定した。非常災害のために必要な応急措置を執る場合とは、現に災害が発生し、又は発生が明らかに予測される急迫の事態においてこれに対する応急の措置を執る場合をいい、今回の改正によつて、本条のほか遺跡の発見に関する届出等(法第五十七条の五及び第五十七条の六)及び史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(法第八十条)の制度中にそれぞれこのような措置についての適用除外の規定が設けられた。

- 2 重要文化財の現状変更等につき許可を受けることができなかつたことにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償することとしたこと(法第四十三条第五項)。

- 3 重要文化財(建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)を、当該重要文化財の管理団体である地方公共団体その他の法人が買い取る場合の国庫補助の規定を設けたこと(法第四十六条の二)。

(注) 補助対象となるのは、建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして重要文化財に指定された土地に限られ、通常美術工芸品は対象外である。

第三 無形文化財関係

重要無形文化財の指定に当たつては、従来の保持者の認定のほかに保持団体を認定することができることとしたこと(法第五十六条の三第二項)。

(注一) 重要無形文化財の保持者は、従来自然人に限ることとされて

きた。このため、例えば工芸技術である無形文化財のうちには、その性格上保持者とすべき者の保持する無形文化財に個人的特色が薄く、かつ、保持者とすべき者が多数存在する場合があつても、運用上はそれらの者の代表者を「保持者（代表者）」として認定してきた。しかし、このような保持者の認定の方式によれば、当該保持者が死亡した場合は重要無形文化財の指定が解除されたものとされ（旧法第五十六条の第四項）、後継者の養成等の保護措置の法的根拠を失うほか実情に合わない事態があつた。このため今後は、必要に応じ、保持者の認定に代えて、無形文化財を保持する者を主たる構成員とする団体で代表者の定めのあるものを保持団体として認定することができることとし、無形文化財の性格、実情等に即応した指定方式の運用を図ることとなつたものである。

（注二） 保持団体は社団に限り、財団は含まれないこととした。

（注三） 主たる構成員以外の構成員としては、指定される技術等について研究、指導する者（試験場長、大学教授等）、その保存対策に協力し、又はこれを保護する者等が考えられる。

第四 民俗文化財関係

1 有形の民俗文化財については、旧法の重要民俗資料と同様の重要有形民俗文化財としての指定制度を置くこととし、及び旧法の重要民俗資料を新法の重要有形民俗文化財とみなすこととしたこと（法第五十六条の十第一項及び改正法附則第四項）。

2 重要有形民俗文化財については、その保存に影響を及ぼす行為についても新たに現状変更行為と同じ規制を行うこととしたほかは、その保護の制度は旧法における重要民俗資料に関するものと同じとしたこと（法第五十六条の十二から第五十六条の十七まで）。

3 無形の民俗文化財については、新たに重要無形民俗文化財としての指定制度を設けたこと（法第五十六条の十）。

（注一） 無形の民俗文化財としては、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能があるが、それらは国民の生活そのものに密着したものであり、無形文化財の保持者のような体現者を認定することは実情に合わないことが多いと考えられるので、重要無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定制度は採らないこととした。

（注二） 重要無形民俗文化財の保護には、広く一般の人々の理解が必要であることはもとよりであるが、特に地元の関係住民と市町村の理解と協力が不可欠のものと考えられる。

4 重要無形民俗文化財の保存に関する規定を整備したこと（法第五十六条の十八から第五十六条の二十まで）。

(1) 文化庁長官が自ら行う保護の措置として重要無形民俗文化財の記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができることとした（法第五十六条の十八第一項）。

（注） 保存のため適当な措置としては、重要無形民俗文化財の公開の機会を設けること等が考えられる。

(2) 国は、重要無形民俗文化財の保存に要する経費の一部について、地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、補助することができることとした（法第五十六条の十八第一項）。

（注） 保存に当たることを適当と認める者は、通常当該重要無形民俗文化財の保存に主として携わっている民間の団体、例えば特定地域の民俗芸能保存会等が考えられる。

(3) 文化庁長官による重要無形民俗文化財の記録の所有者に対するその公開の勧告及び国の補助による記録の公開の申出に対する承認の制度を設けた（法第五十六条の十九）。

(4) 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言

又は勧告をすることができることとした（法第五十六条の二十）。

- (5) 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財については、旧法の無形の民俗資料におけると同様に、必要のあるものを選択して記録作成等の措置を講ずることができることとした（法第五十六条の二十一）。

第五 埋蔵文化財関係

- 1 調査のための発掘の届出に関する規定を整備したこと（法第五十七条）。

- (1) 旧法においては、調査の対象として「埋蔵物である文化財」と規定されていたが、「埋蔵物」の語は、民法及び遺失物法における用例と混同されるおそれがあったため、これを「土地に埋蔵されている文化財」に改めた（第一項）。

- (2) 調査結果の報告書の提出は、従来から発掘届に対する指示の一部としてきたのであるが、これを指示事項の一つとして規定上明らかにした（第二項）。

- 2 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の事前届出の時期を三十日間早めて土木工事等の着手の六十日前としたこと（法第五十七条の二）。

(注) 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等と埋蔵文化財の保護との調整については、法第五十七条の三の規定による国の機関等の場合の特例的取扱いを除いて、これまで行われてきたところと異なるものではないので、この点を留意の上従前どおり適切に運用に配慮されたい。

なお、法第五十七条の三に規定する場合を含め、土木工事等が非常災害のために必要な応急措置として行われるときは、適用がない。

- 3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下「国の機関等」という。）が周知の

埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとするときは、法第五十七条の二の規定を適用しないものとし、協議等の特例的取扱いをすることとしたこと（法第五十七条の三）。

- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等をしようとする国の機関等は、当該土木工事等の事業計画の策定に当たり、あらかじめ文化庁長官に通知しなければならないこととした（第一項）。

(注一) 国の機関等とは、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で施行令第一条に列挙するもの（宇宙開発事業団はじめ四十二法人）及び同条の規定により文化庁長官が指定するものについては、おつて通知する。

(注二) 本条の規定による国の機関等の通知の時期については、事業の性格等に応じて合理的な時期とする必要があるが、当該通知は、国の機関等が各省各庁の長である場合を除き、都道府県教育委員会を経由して行われることとなる（第五項及び法第百三条）。ついては、土木工事等の事業計画について当該国の機関等と都道府県教育委員会との間で本条第一項の通知の前のできるだけ早期に事実上の連絡調整が行われるようにするのが望ましく、本条の規定による文化庁長官への通知を進達する場合は、事前の調整、協議の経過及び結果の概要と都道府県教育委員会の意見を付するよう配慮されたい。

(注三) 本条の規定による国の機関等の行う土木工事等についての特例的取扱いは、従来の各種公団等との覚書等による慣行を前提として制度化されたものであるので、従来の覚書等による慣行のうち今回の改正によつて制度化されなかつた協議の具体的方法等の細目に係るものについては、従前どおり運用することとなつているので、留意されたい。

(2) 本条第一項の規定による通知があつた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、当該国の機関等に対して、当該土木工事等の事業計画の策定及びその実施について協議を求めらるべき旨の通知をすることができ、通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならないこととした(第二項及び第三項)。

(注一) 協議を求めらるべき旨の通知及び(3)の勧告は、可能な限り速やかに行う方針であり、具体的取扱いとしては、六〇日以内に行うこととしたい。また、協議を進めるに当たつても、可能な限り速やかに当該協議を終了することが望ましいので、各都道府県教育委員会においても適切な措置につき配慮されたい(第五十七条の六の規定による場合も同様である)。

(3) 本条第一項の規定による通知があつた場合において、協議を求めらるべき旨の場合においては、文化庁長官は、当該事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができることとした(第四項)。

(注一) 勧告の内容としては、地方公共団体の専門職員の立会いに関する事等軽微な事項が考えられる。

(注二) 本条第三項の規定による協議を要するか又は第四項の規定による勧告で足りるかについては、個々具体的な事業計画、埋蔵文化財との関係等に則して、合理的かつ適切に判断することとしている(第五十七条の六の規定による場合も同様である)。

4 周知の埋蔵文化財包蔵地について、国及び地方公共団体は、その周知の徹底を図るため、資料の整備その他の必要な措置の実施に努めなければならないこととし、国は、地方公共団体の行うこれらの措置につき指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができることとしたこと(法第五十七条の四)。

(注一) 埋蔵文化財包蔵地の周知の徹底のための措置は、文化庁及び地方公共団体において分布調査の実施、遺跡台帳の作成、遺跡地図の作成・配布等を行つてきたが、本条にいう資料の整備その他の措置は、従来行つてきたこれらの措置全体を示すものであり、今後その一層の計画的推進と拡充について十分な配慮と努力が要請されることとなつた。

(注二) 地方公共団体に対する国の指導、助言、援助としては、資料の提供、技術的指導、地図等の配布等及び財政的な援助措置等も含まれるものである。

(注三) 未知の遺跡が発見された場合等に新たに埋蔵文化財包蔵地が確認されたときは、この旨を文化庁に報告し、また、これを遺跡台帳に登載する等により、その所在の周知の措置を講ずるよう配慮されたい。

5 遺跡と認められるものの発見について、旧法第八十四条において規定されていたと同様に届出を要することとし、発見された遺跡の保護上必要がある場合における遺跡の現状を変更することとなる行為の停止命令等の措置について新たな制度を設けたこと(法第五十七条の五)。

(1) 土地の所有者又は占有者が、出土品の出土等によつて貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に届け出なければならないこととした(第一項)。

(注一) 法第五十七条第一項の規定による届出をして実施した調査によつて遺跡を発見した場合は、同条第二項の規定による指示として報告書の提出が義務づけられるので、本条の規定による届出は不要とした(第一項)。

(2) 遺跡発見の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると

認めるときは、文化庁長官は、関係地方公共団体の意見を聴いて、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、遺跡の現状を変更することとなる行為の停止又は禁止を命ずることができるとした(第二項及び第三項)。

(注一) 停止(遺跡と認められるものの発見に至るまで継続していた行為を中断したままとすることをいう。)又は禁止(遺跡と認められるものの発見後に着手を予定されている行為の実行をあらかじめ止めることをいう。)の命令は、遺跡発見の届出があつた日(届出書が都道府県教育委員会に到達した日(法第百三条第四項)。以下同じ。)から一箇月以内になければならず、命令によつて遺跡の現状を変更することとなる行為を止めさせておくことのできる期間は、遺跡発見の届出があつた日から起算して三箇月(改正法施行後五年間は六箇月)を越えることができないが、命令された期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、一回に限り、最初の命令の期間と通算して六箇月(改正法施行後五年間は九箇月)を超えない範囲でその期間を延長することができることとした(第二項、第五項、第六項及び改正法附則第二項)。

(注二) 遺跡の現状を変更することとなる行為の停止等の期間について、改正法施行後五年間に限り、特例を設けているのは、地方公共団体における発掘調査体制の現状にかんがみ、今後五年間にその充実を図り、停止等の命令に伴う、定められた期間内での調査に十分対処できるようにする趣旨の措置である。ついては、都道府県教育委員会においては、地方公共団体における埋蔵文化財保護担当職員の確保等の体制の充実に一層の配慮と努力が望まれる。

(注三) 停止等の命令の措置を執つた場合を除き、遺跡の保護上

必要な指示をすることができるとした(第七項)。

(注四) 遺跡と認められるものが発見されているにもかかわらず、届出が行われない場合においても、停止等の命令及び必要な事項を指示することができることとした(第七項)。

(注五) 停止等の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償することとした(第九項)。

(注六) 発見された遺跡の保護については、その所在する土地の所有者又は占有者その他の関係者と十分話し合い、その協力を得て適切な措置を執ることが肝要であり、土木工事等の停止等の命令は、そのような話し合いや事実上の協力が得られない特殊な事態における最終的な手段として運用すべきものと考えられる。また、これらの命令は、私有財産権に対する強い規制となるものであるので、その運用には、当然に、特に慎重を期すべきものである。ついては、都道府県教育委員会においても、発見された遺跡の保護については、従来と同様関係者と十分話し合い、その協力を得て遺憾なきを期するよう配慮することが望まれる。なお、重要な遺跡が発見された場合における緊急の事態に対処する方法としては、本条の規定による命令等のみならず、史跡指定又は仮指定の活用等制度全体の有機的かつ合理的な運用も必要と考えられる。

6 国の機関等が遺跡と認められるものを発見したときは、法第五十七条の五の規定を適用しないものとし、協議等特例的取扱いをすることとしたこと(法第五十七条の六)。

(1) 国の機関等が遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に通知しなければならぬこととした(第一項)。

(注一) 本条の規定による通知も、国の機関等が各省各庁の長で

ある場合を除き、都道府県教育委員会を経由して行われることとなるので（第五項及び法第百三条）、本条の規定による制度の運用に当たつても前記三(1)（注二）において述べたところに準じて措置されたい。

（注二） 法第五十七条第一項又は法第九十八条の二第一項の規定による調査によつて遺跡を発見した場合は、報告書の提出があるので、本条の規定による通知は不要とした（第一項）。

(2) 本条第一項の規定による通知があつた場合において、当該遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のために調査を行う必要があると認めるときは、文化庁長官は、当該国の機関等に対し、その調査、保護等について協議を求めべき旨の通知をすることができ、通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならぬこととした（第二項及び第三項）。

（注） 協議を求めべき旨の通知及び(3)の勧告は、可能な限り速やかに行う方針であり、具体的取扱いとしては、三十日以内に行うこととした。

(3) 本条第一項の規定による通知があつた場合において、協議を求めない場合においては、文化庁長官は、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができることとした（第四項）。

（注一） 勧告の内容としては、地方公共団体の専門職員の立会いに關すること等の軽微な事項が考えられる。

（注二） 国の機関等による遺跡の発見は、法第五十七条の三の規定による協議等の対象となつた土木工事等によるものが相当数にのぼるものと考えられるので、運用上は法第五十七条の三の規定による協議に際し、遺跡が発見された場合の取扱いについても、あらかじめ定めておくことが望ましい。

7 文化庁長官の行う発掘の施行に關する規定（法第五十八条）を地方公共団体の行う発掘に關する権限についての改正と關連して改正し

たこと（第十一―一を参照されたい。）。

第六 史跡名勝天然記念物關係

1 史跡名勝天然記念物（以下「史跡等」という。）の現状変更等につき許可を受けることができなかつたことにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償することとしたこと（法第八十条第五項）。

2 史跡等の指定地域内における行為であつて、他の法令の規定により許可等の処分を政令で定めるものを必要とするものについては、当該法令の規定による許可等の処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときに、文化庁長官に通知しなければならぬこととしたこと（法第八十条の二）。

（注一） 史跡等の保護の適切、円滑を期するためには、重大な関連を有する開発行為について、あらかじめ、その内容を了知し、これと必要な調整を行うことが望ましいことにかんがみ、一定の開発行為につき監督権限を有する行政庁との連絡に關する制度を設けたものである。

（注二） 他の法令による処分を制令で定めるものは、採石法及び砂利採取法の規定による認可とした（施行令第二条）。これらの処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、採石法、砂利採取法、河川法等の規定により都道府県知事、地方建設局長又は北海道開発局長とされているので、各都道府県教育委員会においては、開発部局との連絡等につき遺漏のないよう措置されたい。

3 史跡等の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物、当該史跡等の管理団体である地方公共団体等が買い取る場合の国庫補助の規定を設けたこと（法第八十一条の二）。

第七 伝統的建造物群保存地区關係

1 伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環

境を保存するため、伝統的建造物群保存地区制度を設けたこと（法第八十三条の二）。

（注） 伝統的建造物群保存地区制度は、伝統的建造物群が周囲の環境と一体をなして形成している歴史的風致を維持するため、伝統的建造物群を、主として外観上認められるその位置、形態、意匠等についての特性について、その周囲の環境と併せて保存することを目的としている。

2 市町村は、都市計画区域内においては都市計画に、都市計画区域以外の区域においては条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）を定めることができることとし、都道府県知事が、都市計画法の規定によりその都市計画を承認するに当たっては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならないこととしたこと（法第八十三条の三第一項から第三項まで）。

（注一） 都市計画の承認は、保存地区を変更する場合の都市計画の変更の承認についても同様である。

（注二） 保存地区の決定は、都市計画区域内にあつては市町村が、都市計画区域以外の区域にあつては条例の定めるところにより市町村の教育委員会が、それぞれ行うこととなるが、いずれの場合にあつても、市町村長及び市町村教育委員会において、あらかじめ、十分協議し調整を図る必要がある。

（注三） 保存地区は、伝統的建造物群及びこれと不離一体の関係にある周囲の環境に限定することとし、必要以上に広大な地域としないよう、また、本来保存地区となじまないような施設（例えば防衛施設等）、地域（例えば工場団地等）等を含めないよう留意すること。

（注四） 保存地区を定めるに当たっては、都市計画区域以外の区域にあつては、所有者その他の利害関係及び関係行政機関と十

分協議する必要がある。保存地区の決定についての条例の手續の定めについても、住民等の意志が反映できるように都市計画法の都市計画決定の手續に準じた手續を定める等の配慮が必要である。

3 保存地区内の現状変更の規制については、政令の定める基準に従い条例で定めることとしたこと（法第八十三条の三第一項）。

（注一） 条例で現状変更の規制を定めるに当たっては、政令で定める基準に従わなければならないこととしたのは、保存地区の性格、その実態上の必要性等にかんがみ、保存地区の住民の財産権及び他の公益との調整等についても配慮しつつ、保存地区の有効、適切な保存のため必要な規制の枠組みの基準を法令上明らかにして、条例による規制の適正を期する必要があるからである。

（注二） 現状変更の規制は、建造物（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）については、主としてその外観（それと密接な関連を有する内部を含む。）を維持することを目的とするものであることに留意されたい。

（注三） 制令においては、保存地区内における現状変更行為は、原則として、市町村の教育委員会（都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会）の許可（国又は地方公共団体の機関にあつては、協議）を要するものとし、また、特定の公益的事業については、許可又は協議を要せず通知をもつて足りることとした（施行令第四条第二項、第五項及び第六項）。

（注四） 日本専売公社はじめ二五法人については、施行令第四条第五項の規定について、国の行政機関又は地方公共団体とみなしてこの規定を準用することとした（整備政令第十一条から第三十五条まで）。また、日本国有鉄道については、国とみな

されている（日本国有鉄道法第六十三条）。

4 保存地区の保存については、条例で保存のため必要な措置を定めることとしたこと（法第八十三条の三第一項及び第二項）。

（注一） 保存の対象は、伝統的建造物群を構成する伝統的建造物及び周囲の環境（伝統的な建造物以外の建造物を含む。）であるが、市町村はこれらの保存を図るため、自らこれらの管理、修理、復旧等を行うとともに、所有者等が行うこれらの措置について経費の一部の補助等を行う必要がある。

（注二） 保存地区内においては、市町村は、建設大臣の承認を得て、条例で、建築基準法の一部の規定につきその全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができることとした（改正法附則第十三項）。なお、保存地区に関連して屋外広告物法が改正され、保存地区を広告物の規制地域とすることができるとされた（改正法附則第十二項）。

（注三） 「保存のため必要な措置」には、現状変更の規制は含まれない。

5 市町村は、保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならないこととしたこと（法第八十三条の三第四項）。

6 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、保存地区の保存に関し必要な指導又は助言をすることができることとしたこと（法第八十三条の三第五項）。

（注） 文化庁長官及び都道府県の教育委員会は、市町村に対し、保存地区の案の作成（保存地区の変更の場合を含む）、保存地区の条例の制定、保存計画の策定その他保存のため必要な措置について必要な指導、助言を行うことができることとしたので、市町村は、これらについてあらかじめ密接に連絡をとり、十分

な事前指導を受けるようにされたい。

7 文部大臣は、市町村の申出に基づいて、保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとつてその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定することができることとしたこと（法第八十三条の四第一項）。また、文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができることとしたこと（法第八十三条の五第一項）。

なお、選定及びその解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該市町村に通知してすることとしたこと（法第八十三条の四第二項及び第八十三条の五第二項）。

（注） 保存地区がその価値を失った場合は、例えば保存地区内に所在する伝統的建造物群の大部分が火災で焼失した場合等が考えられる。

8 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができることとしたこと（法第八十三条の六）。

（注） 国が行う補助は、市町村が保存地区の保存のために直接自ら実施する事業に要する経費又は所有者等の行う事業に対して補助する経費の一部を対象として行うものである。

9 以上のほか、伝統的建造物群保存地区制度の創設に伴い、保存地区について、新都市基盤整備法施行令及び宅地建物取引業法施行令を一部改正し、また、保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為等について、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令、首都圏近郊緑地保全法施行令、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令及び都市を一部改正し、他の文化財と同様の特別的取扱いを行うこととした（整備政令第一条から第三条まで、第五条、

第六条及び第十条。

10 その他、保存地区の決定及び現状変更行為の規制等の詳細については、おつて通知する。

第八 文化財の保存技術関係

1 文化財の保存のため欠くことのできない伝統的な技術・技能で保存の措置を講ずる必要があるものについては、文部大臣が選定保存技術として選定することができることとしたこと（法第八十三条の七）。

(1) 有形文化財の修理・復元等又は無形文化財のための用具の製作等に関する伝統的な技術・技能は、文化財の保存にとつて欠くことのできないものであるにもかかわらず、近年その技術者等の減少、老齢化、後継者の確保の困難等の傾向が著しいため、その保存についての制度を設けたものである。

(注) 無形文化財である技術は、技術そのものが歴史上又は芸術上の価値の高いものであるのに対し、文化財の保存技術は、技術の歴史上、芸術上の価値のいかんにかかわらず、文化財の保存のため欠くことのできないものである。

(2) 選定保存技術を選定するに当たつては、当該選定保存技術の保持者又は保存団体を認定しなければならないこととした（第二項）。

(注) 保存団体とは、当該選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいい、一の選定保存技術につき保持者と保存団体とを併せて認定することができる（第二項及び第三項）。

(3) 選定保存技術の選定、選定の解除、保持者又は保存団体の認定、認定の解除の手續は、重要無形文化財に関する手續と同様の制度を設けた（法第八十三条の七から第八十三条の九まで）。

2 選定保存技術の保存に関する制度を設けたこと（法第八十三条の十から第八十三条の十二まで）。

(1) 文化庁長官が行う保存の措置として、選定保存技術について自ら

記録を作成し、又は伝承者の養成その他その保存のため必要と認められるものについて適当な措置を執ることができることとした（法第八十三条の十）。

(注) 保存のため必要と認められるものとしては、美術工芸品の修理に要する原材料（漆、カヤ、キリ等）、建造物の修理用資材（ヒワダ、ヒノキ等）の確保等が考えられる。

(2) 文化庁長官による選定保存技術の記録の所有者に対するその公開の勧告及び国の補助による記録の公開の申出に対する承認の制度を設けた（法第八十三条の十一）。

(3) 国は選定保存技術について、その保持者、保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができることとした（法第八十三条の十二）。

(注) 援助の具体的内容としては、伝承者の養成事業を行う保存団体等に対する補助、保持者に対する助成等が考えられる。

第九 文化財保護審議会関係

1 今回の改正により、重要無形民俗文化財の指定並びに重要伝統的建造物群保存地区及び選定保存技術の選定制度等新たに制度が設けられたので、それに伴い、文化財保護審議会に諮問すべき事項を新たに追加したこと（法第八十四条の二）。

2 新たに諮問事項としたものは、次のとおりである。

(1) 重要無形文化財の保持団体の認定及びその認定の解除

(2) 重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(3) 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

(4) 選定保存技術の選定及びその選定の解除

(5) 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

(6) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可

(7) 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の

第十 期間の延長 補則関係

- 1 公開による聴聞を要する事項に、遺跡発見の際の調査のための停止命令若しくは禁止命令又はこれらの命令の期間の延長を加えるとともに条文の整理を行ったこと（法第八十五条）。
- 2 異議申立ての手續における公開の聴聞を要する事項に、重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可を加えたこと（法第八十五条の三）。
- 3 国有財産である重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理を行つている地方公共団体は、その管理する重要文化財等その指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができることとしたこと（法第九十五条の四）。

（注一） 現在、文化庁長官の指定を受けて国有の重要文化財等を管理している地方公共団体が、その管理のために当該指定に係る土地及び建造物を使用する場合には、国有財産法上これを無償として取扱う旨の直接の規定がない（単に地方公共団体が国有財産を政令で定める小規模な施設（敷地面積五〇㎡未満）の用に供するときは無償とすることができる旨の規定があるのみである（国有財産法第十九条及び第二十二條。）ため、国有財産法の特例規定を設けたものである。

（注二） その使用が無償として取り扱われるのは、国有の重要文化財等の保存管理のために必要な保存施設、管理棟等のための土地及び建造物（指定物件に限る。）であり、その使用が営利を目的とし、又はそれによつて利益をあげられる場合には、無償の取扱いを受けることができない（第二項）。

第十一 地方公共団体及び教育委員会関係

- 1 地方公共団体は、法第五十八条の規定により文化庁長官が行うもの

を除き、埋蔵文化財について調査する必要があるときは、発掘を施行することができることとし、地方公共団体の発掘調査に関する権限を明らかにするとともに、これに伴い関係の事項につき規定を整備したこと（法第九十八条の二及び第九十八条の三）。

（注一） 地方公共団体の発掘調査に関する権限を明らかにしたことと関連し、文化庁長官が発掘を施行することのできる埋蔵文化財についての要件を定め、文化庁長官が施行することのできる発掘の範囲を明らかにした（法第五十八条第一項）。

（注二） 本条の規定の適用を受ける地方公共団体には、学術的研究を行う大学、博物館、研究所等の機関は含まれない。

(1) 埋蔵文化財の発掘調査に関する地方公共団体の権限を明らかにしたことに伴い、地方公共団体の行う発掘調査については、法第五十七条の規定は適用されないこととなるので、地方公共団体の行う発掘については、別途、文化庁長官に対し、その着手の三十日前までに法第五十七条第一項の規定による届出に準ずる方式により、通知されたい。

(2) 地方公共団体が国の所有に属し、又は国の機関の占有する土地において発掘をしようとするときは、教育委員会は、発掘の目的等について関係各省各庁の長等と協議しなければならないこととした（法第九十八条の二第二項）。

（注） 法第五十七条の三又は第五十七条の六の規定による協議の結果調査を行う場合にあっては、実質上本項の協議を了したものととして取り扱つて差し支えない。

(3) 地方公共団体は、その実施する発掘に関し事業者に協力を求めることができることとした（法第九十八条の二第三項）。

（注） 地方公共団体の行う発掘は、実態上開発行為の事前調査として行われることが多いことにかんがみ、発掘の原因となつた開発行為の事業者に対して、発掘費用の負担を含め、従来のように

な協力を求めることができるよう規定を整備したものである。
 なお、地方公共団体は、協力を求めようとする場合、当該事業の性格、規模、事業者の能力等を勘案し、埋蔵文化財の保護及び調査の施行等が円滑、適切に推進されるよう配慮することが望まれる。

- (4) 地方公共団体の行う発掘に要する経費につき、国はその一部を補助することができることとした（法第九十八条の二第五項）。
- (5) 文化庁長官は、地方公共団体の行う発掘に関して必要な指導及び助言をすることができることとした（法第九十八条の二第四項）。
- (6) 都道府県教育委員会の行った発掘によつて発見された出土品については、文化庁長官の行う発掘によつて発見されたものに関する手続と同様、遺失物法の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りることとした（法第九十八条の三）。
- 2 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国において適切な配慮をするものとしたこと（法第九十八条の四）。
- 3 今回の改正により新たに補助規定が設けられたものの補助金交付に伴う指揮監督権を都道府県教育委員会に対し権限委任することができる事項として追加したこと（法第九十九条）。
- 4 都道府県教育委員会に、現行の文化財専門委員制度に代えて都道府

県文化財保護審議会を置くことができるとし、同審議会は、都道府県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県教育委員会に建議することができることとしたこと（法第百五条）。

（注一）従来の文化財専門委員制度に代えて合議制の審議会制度に切り換えた理由としては、合議制の方が、一般に幅広い意見の聴取や慎重な審議が期待され、文化財保護の体制の拡充、強化により効果的であること、現実に都道府県においては合

議制による運営を行つていくところが多く、それらの実態に合わせたこと、従来文化財専門委員が果たした調査研究については、審議会の部会の設置等運用によつて同様の効果も期待されること等が挙げられる。

- （注二）都道府県文化財保護審議会の設置並びに組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定めなければならないこととした。
 都道府県文化財保護審議会の委員の選任に当たつては、上記の趣旨にかんがみ、文化財に関する専門的な学識経験者のほか、一般的な学識経験者についても配慮することが望ましい。
- （注三）審議会の委員は、特別職の地方公務員である。
- 5 都道府県教育委員会に、非常勤の文化財保護指導委員を置くことができるものとし、文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとしたこと（法第百五条の二）。
- （注一）文化財保護指導委員の設置については、教育委員会規則で定めるのが通常であるが、もとより条例により設置しても差し支えない。

第十二 罰則関係

- 1 罰金の額の最高限度額について、十万円を五十万円に、三万円を二十万円に、一万円を十万円にそれぞれ引き上げ、所有者の場合を除いて、料金を廃止したこと。
- 2 遺跡発見の際の文化庁長官による現状変更行為の停止又は禁止命令違反に対し、十万円以下の罰金を科することとしたこと。
- 3 従来、過料であつたものについて、次のように罰金を科することとしたこと。

(1) 重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の無許可現状変更等又は

現状変更等の停止命令違反に対し、従来の三万円以下の過料を改め、十万円以下の罰金を科することとした。

(2) 文化庁長官による国宝又は特別史跡名勝天然記念物の修理若しくは復旧又は滅失、き損等の防止の措置の施行の拒否等に対して、従来の一万円以下の過料を改め、五万円以下の罰金を科することとした。

(3) 文化庁長官による発掘の施行の拒否等に対して、従来の五千円以下の過料を改め、五万円以下の罰金を科することとした。

4 過料の額について、三万円を二十万円に、一万円を五万円に、五千円を三万円にそれぞれ引き上げたこと。

5 以上のほか、今回の改正に伴って新たに義務を課した事項について従前の基準に従ってそれぞれ過料を科することとする等、所要の整備を行ったこと。

(注) 法第五十七条の二第一項の届出をせず、又は同条第二項若しくは第五十七条の五第八項の指示に違反した者については、いずれも罰則を設けていない点に注意されたい。

第十三 附則関係

1 改正法の施行期日については、今回の改正が法律全般にわたって行われ、新たに制限を課し、あるいは新たな制度を設ける等の措置がとられているので、改正法施行の準備と一般に周知徹底のための必要な期間を見込んで、公布の日から起算して三箇月を経過した日(十月一日)としたこと(改正法附則第一項)。

2 重要文化財関係

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為で、改正法施行の際現に着手しているものについては、法第四十三条の規定は適用しないこととし、当該行為者は、改正法の施行後遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬこととした(施行令附則第二項)。

3 無形文化財関係

改正法の施行の際現に指定されている重要無形文化財のうち、保持者の認定に代えて保持団体の認定をする必要があると認められるものについては、改正法施行後一年以内にすべての保持者の認定を解除するとともに、保持団体の認定をしなければならぬこととした(改正法附則第三項)。

4 民俗文化財関係

(1) 旧法の規定により指定されている重要民俗資料は、法の規定により指定された重要民俗文化財とみなし、旧法の規定により交付されている重要民俗資料の指定書は、法の規定により交付された重要民俗文化財の指定書とみなすこととした(改正法附則第四項)。

(2) 重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為で改正法施行の際現に着手されているものについては、法第五十六条の十三及び第九十条の規定は適用しないこととし、当該行為者は、改正法の施行後遅滞なく文化庁長官にその旨の届出(各省各庁の長にあつては通知)をしなければならないこととした(施行令附則第三項)。

また、改正法の施行後二十日以内に、重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為を新たにしようとする者に対する法第五十六条の十三(法第九十条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条の規定による届出(各省各庁の長にあつては通知)は、昭和五十年十月一日に行わなければならないこととした(施行令附則第四項)。

5 埋蔵文化財関係

(1) 遺跡発見の際の文化庁長官による停止又は禁止命令の期間については、法第五十七条の五の規定により届出のあつた日から三箇月を越えてはならず、延長の場合においても六箇月を越えてはならないこととしたが、改正法施行後五年間は、地方公共団体の発掘調査体制の現状等にかんがみ、それぞれ六箇月、九箇月とするこ

ととした（改正法附則第二項）。（第五―五(2)参照）

(3) 改正法施行前に旧法第五十七条の二第一項の規定によつてした届出に係る発掘については、法第五十七条の二及び第五十七条の三の規定にかかわらず、旧法第五十七条の二の規定の例によることとした（改正法附則第五項）。

(4) 改正法施行前に法第五十七条の三第一項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等は、当該事業計画の実施につき旧法第五十七条の二第一項の規定による届出をしたものを除き、改正法施行後遅滞なく、文化庁長官に通知しなければならないこととした（改正法附則第六項）。

(5) 改正法施行前に発見された遺跡と認められるものについては、旧法第八十四条第一項の規定による届出又は同法第九十条第一項の規定による通知の有無にかかわらず、なお、従前の例によるものとした（改正法附則第七項及び第八項並びに施行令第五項）。

6 文化財専門委員関係

改正法の施行の際現に旧法百四条の三の規定により置かれている文化財専門委員の設置については、昭和五十一年三月三十一日（それまでの間において当該文化財専門委員が廃止されたときは、当該廃止の日）までの間は、なお、従前の例によることとした（施行令附則第五項）。

7 改正法附則第十一項から第十五項までは、他の法律の関係条文について、今回の改正に伴う整理を行ったものである。

第十四 その他

1 文部省組織令関係

文化財保護部の課の所掌事務を次のとおり一部改正した（整備政令第三十六条）。

(1) 民俗資料（改正法による改正後は民俗文化財）の保護に関する事務を記念物課から無形文化課に移行し、無形文化課の名称を無形

文化民俗文化課とした。

(2) 伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務は建造物課において所掌することとした。

(3) 文化財の保存技術の保護に関する事務は無形文化民俗文化課において所掌することとした。

2 文化財保護審議会令関係

専門調査会について次のとおり一部改正した（整備政令第三十七条）。

(1) 民俗資料（改正法による改正後は民俗文化財）に関する事項は第三専門調査会の調査審議事項から削除し、新たに第五専門調査会を設けて調査審議することとした。

(2) 伝統的建造物群保存地区に関する事項は第二専門調査会において調査審議することとした。

(3) 文化財の保存技術に関する事項は第四専門調査会において調査審議することとした。